

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 18 号

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 号を次のように改める。

（１） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員以外の職員 100 分の 315

イ 任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 100 分の 262.5
別表第 1 中「鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）」を「任期付職員条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。